

「子どもは持ち物じゃない」子育ては父母で

離婚後、離れて暮らす父親とオンラインゲームで遊ぶ男児(左)と母親(東京都内)



3組に1組の夫婦が離婚する時代、別れた後も「共同親権」を導入して父母双方に親権を与えるべきか。法制審議会の部会の中間試案は、どちらか一方に決める「単独親権」維持との両案併記になった。欧米では共同親権を認める国が多いなか、何が「子どもの最善の利益」にかなうのか——。国内の様々な離婚家庭の現場から賛成・反対の声を聞き、課題を探った。▼1面参照

離婚後 親子の形は

「子どもがおびえるだけ」DV継続する恐れ

「共同親権は恐怖ではない」。離婚して娘2人と住む40代女性は言う。「普通の話ができない人と、子どもの将来をどうやって一緒に決めるのでしょうか」大手企業に勤める元夫とはいさかいが激しくなり、就学前の娘ら連れて別居

した。最高裁まで争って離婚が成立。元夫の暴力などへの慰謝料も認められた。娘らは当初は元夫と定期的に面会交流もしていた。だが、元夫は突然、自宅の近くに引っ越し、ポストに娘らへのメッセージを貼ったり、プレゼントを玄関先

「共同親権は恐怖ではない」。離婚して娘2人と住む40代女性は言う。「普通の話ができない人と、子どもの将来をどうやって一緒に決めるのでしょうか」大手企業に勤める元夫とはいさかいが激しくなり、就学前の娘ら連れて別居

離婚後の親権をめぐる法制審部会の中間試案

■共同親権を導入する案

- 1案 原則として共同親権
一定の要件を満たす場合のみ、単独親権も可能
- 2案 原則として単独親権
一定の要件を満たす場合のみ、共同親権も可能
- 3案 原則は定めない
要件は設けず、個別事案に即してどちらかにする

賛成派

- ・父母双方が子の養育に責任
- ・親権争いを防げる

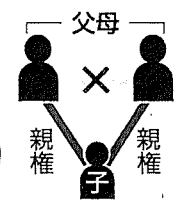
慎重・反対派

- ・DVや虐待が続く
- ・父母はもはや一緒に意思決定できない

■現在の導入国

共同親権 父母双方が親権者

米国、英国、豪州、韓国、ドイツ、フランス
(法制度には様々な違い)



単独親権 父母一方が親権者

日本、インド、トルコ



に置いたりした。執拗な態度に、小学生になっていた長女はショックを受けて体調を崩し、心的外傷後ストレス障害と診断された。「顔を合わせるかわからない。女性と娘は不安を抱えて暮らす。運動会などに

起こした。面会交流を妨害したとして裁判官も訴え、女性の弁護士に対する懲戒請求も繰り返している。「共同親権になれば、子どもは進路も自分で決められなくなり、おびえるだけだ」と女性は言う。

弱者救う制度充実を

水野紀子・白鷗大教授(民法)の話 現状では共同親権に慎重にならざるをえない。先行する欧州では、婚姻中でもDVがあれば裁判官は加害者に別居命令を出すし、離婚後に養育費を支払わなければ最終的に刑事罰を下すなど、国家が不当な親権行使に積極的に介入する。

一方、日本は家族に任せきりだ。DV被害者らは自力で逃げるしかなく、共同親権を導入すれば、親権行使を口実につきまわれかねない。選択制でも弱者の意見は聞き入れられない恐れがある。まずは弱者を救済する制度の充実が必要だ。

「お父さんはオレの千倍くらいすごいよ」東京都内の小学4年生の男児(9)は、大阪に住む父親(34)が自慢だ。オンラインゲームや動画共有サイトで父親とつながっている。ただ、交通費がかかるた

め、会えるのは年に1、2回。「できるなら、もっと会いたい」と願う。親権をもち、一緒に暮らす母親(42)によると、元夫とは育児などをめぐって口論が絶えず、2017年に離婚した。養育費は公正証

書で取り決めたが、父子の交流に制限は設けなかった。「子どもは自分の持ち物じゃない。父母の離婚と親子関係は別」と考えた。とはいえ、別居親子の面

会交流は法的に保障されていない。「もし相手が会いに来なくなっても自由意思だから仕方ない。ただ、息子にとって父親が良い存在であることは間違いない」父親は「離婚で精神的余裕が生まれ、関係を見直すきっかけになった」という。父親らしいことをできなかった

共同養育 法で保障を

二宮周平・立命館大名誉教授(家族法)の話 育児休業を男性にも推奨する時代に、離婚後も共同で子育てする共同親権を民法が用意するのは当然だ。制度がなければ、共同養育を約束したとしても、当初の合意が長続きする保障はない。

かつては単独親権だった欧米でも、1990年代に父母の養育を受ける子の権利の観点から、共同親権を原則とし、虐待事例を例外とする法改正が行われた。対立が深刻な一部の父母を念頭に制度を阻むのではなく、中間的な多くの人が行動できる制度にすべきだ。

離婚後の共同養育を支援する一般社団法人「りむすび」代表の柴橋聡子さん(48)は、共同親権の導入で「離婚後は1人で子育てするのが当たり前」という固定観念が払拭され、共同養育をしやすくなるメリットがあるとする。

日本では、裁判所を介さず夫婦の話し合いで別れる協議離婚が9割を占める。養育費や面会交流の取り決めは義務づけられておらず、養育費を受け取る母子家庭は24%(16年度の調査)にとどまる。柴橋さんは「共同親権の導入で、離婚したら養育から逃げてしま

まう人が親の自覚を持つようにもなる」と期待する。一方、共同親権があればすぐに共同養育ができるようになるわけではないとも指摘。「夫婦から親同士の関係になる精神面の支援なども必要だ」という。(杉原里美)